

2025 年（令和 7 年）3 月 18 日

内閣総理大臣 石破 茂 殿

衆議院議長 額賀 福志郎 殿

参議院議長 関口 昌一 殿

財務大臣 加藤 勝信 殿

総務大臣 村上 誠一郎 殿

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全） 伊東 良孝 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか 殿

内閣府消費者委員会委員長 鹿野 菜穂子 殿

大阪弁護士会

会長 大砂 裕幸

国による地方消費者行政への財政支援の継続・拡充を求める意見書

第 1 意見の趣旨

- 1 国は、地方消費者行政推進事業に対する地方消費者行政強化交付金の交付期限を延長すべきである。少なくとも、国は、同交付金と同様に消費生活相談員の人件費や研修費等にも充てることができる交付金等の財政支援を早急に措置すべきである。
- 2 地方自治体が実施する消費者行政に係る事務のうち、国全体の消費者被害防止の意義を有する事務として円滑な運営を推進する必要があるものについては、消費者安全

法第 46 条及び地方財政法第 10 条を改正し、国が、恒久的に、その経費の全部又は相当部分について、財政負担を行うものと位置付けるべきである。

- 3 2026 年度移行を目指して進められている PIO—NET 刷新及び消費生活相談のデジタル化において、国は、その運営に関する諸費用を全額負担すべきであり、少なくとも交付金等によって相当部分を国が措置すべきである。

第 2 意見の理由

1 消費生活センターの役割の重要性

(1) 消費生活センターは、消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談への対応、同苦情処理のためのあっせん、必要な情報収集および住民への提供等を行う機関として設置された（消費者安全法第 10 条）。同センターが行うこれらの事務は、消費者基本法が基本理念とする諸要素（消費者の安全の確保、必要な情報の提供、教育を受ける機会の提供、適切かつ迅速に救済を受ける権利等。同法第 2 条 1 項）を実現するために不可欠な役割を果たしている。

(2) 一方、消費者被害の件数は、増加傾向にある。令和 6 年版消費者白書（以下、「白書」という。）19 頁によれば、2023 年の消費生活相談件数は 90.9 万件で前年の 87.6 万件より増加し、前々年の 85.9 万件に比べると約 5 万件増加している。被害額で見ても、2023 年の消費生活相談の契約購入金額は 4,163 億円、既支払額総額は 1,762 億円で前年より増加している（白書 20 頁）。相談情報に表れない消費者被害の実態・規模を推計する消費者被害・トラブル額の推計において、2023 年は、件数約 2,067 万件、被害額（既支払額（信用供与を含む）は過去最高の約 8.8 兆円（前年約 6.5 兆円）と報告されている（白書 40～41 頁）。

また、同じく経済的被害である特殊詐欺被害は、警察庁の発表（但し、2025 年 2 月 7 日報道発表による暫定値版）によれば 2024 年において認知件数 20,987 件と前年より 1,949 件増加、被害額は約 721.5 億円と前年より 269.0 億円増加している。さらに、近時被害が急増している SNS 型投資詐欺及びロマンス詐欺は、2024 年に

において認知件数 10,164 件と前年より 6,318 件増加、被害額約 1,268.0 億円と前年より 812.8 億円増加となっており、被害額において特殊詐欺を遥かに上回り、不特定多数に対する詐欺事案による被害が、極めて深刻で危機的な状況にあることが明らかになっている。

- (3) 被害予防と早期救済のためには、市民に身近な地方自治体（以下、「自治体」という。）において啓発を行い、相談を受けることのできる消費生活センターの役割が極めて重要である。成年年齢引き下げとも関係する若年者への消費者教育の必要性、高齢化の進展等によって増加する高齢者の消費者被害への対策としての見守り活動の必要性等、地方消費者行政を支える消費生活センターの役割は、更に高まっている。

2 地方消費者行政の現状と問題点

(1) 地方消費者行政の強化策の経緯

2009 年に、消費者庁・消費者委員会が創設された際、消費者行政推進基本計画において「霞が関に立派な新組織ができるだけでは何の意味もなく、地域の現場で消費者、国民本位の行政が行われることにつながるよう（中略）地方の消費者行政の抜本的な強化を図ることが必要である」ことが確認された。この計画に基づき、自治体の消費者行政、特に消費生活センター等で行われている消費生活相談の充実強化に向けて、地方消費者行政活性化交付金（2009 年度～2011 年度）、地方消費者行政推進交付金（2012 年度～2017 年度、以下「推進交付金」という。）と、国による財政支援策が実施されてきた。推進交付金については、2017 年に自治体ごとに交付金の活用期限（原則として事業開始から 7 年間、小規模自治体は 9 年間等）が定められた。この交付期限は、自治体において、消費者行政予算における自主財源を増加させるための呼び水の趣旨で設けられたものであった。

2018 年度からは、地方消費者行政強化交付金（以下、「強化交付金」という。）が設けられ、国として取り組むべき重要な消費者政策の推進のため、積極的に取り

組む地方公共団体を支援する事業（強化事業）と、消費生活相談体制の維持・充実（消費生活相談員への人件費や研修費等に充てることも可能である）、消費者問題解決力の高い地域社会作り等による消費者行政推進に向けた地方公共団体の取組（推進事業）について、交付金が交付されることになった。強化交付金は、原則 2 分の 1 補助となっているが、地方消費者行政推進事業に対しては、推進交付金について定められた活用期限までの間、10 割補助とされている。

(2) 地方消費者行政予算について

地方消費者行政の予算額は、平成 30 年度に総額 171.5 億円であったものが、令和 5 年度には 192.1 億円へと増加している（消費者庁「令和 6 年度地方消費者行政の現況調査」。以下、同調査報告書を「現況調査報告書」という。）。消費者行政予算に占める自主財源額についても、平成 30 年度 131.6 億円であったものが、令和 5 年度 160.9 億円となっている（同報告書 50 頁）。地方消費者行政推進事業に対する交付金について交付期限を設け、強化交付金（2 分の 1 補助）等の政策を打ち出した 2018 年度（平成 30 年度）以降、自治体の自主財源は少しずつではあるが拡大している。

しかし、自主財源への移行はまだ不十分である。上記自主財源の拡大は、自治体の多くが、財政に余裕があるわけでない中、行われてきたものであるが、2023 年度（令和 5 年度）の消費者行政予算（192.1 億円）中の割合は、交付金約 31.1 億円（16.2%）、自主財源約 160.9 億円（83.8%）であり（現況調査報告書 50 頁）、まだまだ少くない割合を交付金に依拠している現状がある。消費者行政の自主財源がゼロの自治体も一定存在しており、小規模自治体の多くでその状況は顕著である。2024 年度（令和 6 年度）において、消費者行政本課及び消費生活センター以外の部署も含めた自治体全体の消費者行政予算（広義の消費者行政予算）の中で自主財源のない市区町村は、221（市町村数における 12.8%）あるとされており、この内 205 が人口 2 万人未満の自治体である（現況調査報告書 52 頁）。

このように、自主財源が十分（あるいは全く）確保できない自治体が、特に小規模自治体において多く存在している。この傾向は、人口が減少する自治体において、今後も進行する可能性がある。

(3) 相談員不足の問題

2024 年（令和 6 年）4 月 1 日現在、全国の消費生活相談員のうち、60 歳以上の者が 50.6%、50 歳以上の者が 85.7%となっており（現況調査報告書 24 頁）、各地から、新規人員を募集しても応募がない（特に郡部や町村において顕著）という切実な声があがっている。その原因としては、消費生活相談員は、専門的知識を要する業種であるにもかかわらず、会計年度任用職員制度が導入されたことなどによって、処遇や安定雇用の確保されていないことなどが指摘されている。この様な状況を改善し、少なくとも現状の消費生活相談員の雇用を継続するためにも、地方消費者行政に、より十分な予算措置が必要な状況がある。

3 地方消費者行政推進事業に対する交付金延長の必要性（意見の趣旨 1 について）

(1) 推進交付金と、強化交付金のうち地方消費者行政推進事業に対する交付金（以下、「推進事業に対する交付金」という）は、補助率が 10 割で、消費生活相談員の人件費に充てることができるだけでなく、様々な消費者行政事業に活用できるものであり、それらが長い間、地方消費者行政における相談体制を下支えしてきた。しかし、全国的にその活用期限が迫っており（2027 年度で全て終了）、全国的に消費生活相談員による相談体制を維持していくことができるのかどうか、大きな課題となると指摘されている（日本消費経済新聞 2023 年 12 月 5 日号）。

(2) 2 (2) 記載のとおり、小規模自治体を中心に、消費者行政のための自主財源を十分に確保できていない自治体は少なくない。また、消費者教育、啓発活動、見守りネットワークの構築など、消費者行政・消費生活相談員に求められる役割は増加しており、情報技術の進展等から、消費生活相談員に求められる能力もさらに専門化している。加えて、消費生活相談員の担い手不足も加味すれば、地方において、

安定して、消費者問題専門家による消費生活相談を受けられる体制を維持・整備し、消費者被害防止の施策の継続・強化を行うためには、国による財政支援の継続が不可欠である。

- (3) 全国消費者団体連絡会がとりまとめた 2023 年度都道府県の消費者行政調査報告書（以下、「消団連の消費者行政調査報告書」という。）においても、財政に関する要望として、42 県からなされた回答中、半数以上の県から継続的・安定的・長期的な財政支援を求める意見が出されているとされている。

また、当会消費者保護委員会の委員が、大阪府内の市町村に聴き取りをしたところ、交付金の終了によって、現状の相談体制を維持できなくなる可能性が高い（相談日や相談時間が減少する）、消費生活相談員等のための研修機会の確保が難しくなる、消費生活相談員による出前講座を減らすことを検討せざるを得ない状況にある、などの意見があった。また、消費生活相談員を募集しても応募が無い、遠方在住の消費生活相談員を雇用せざるを得ない関係で、交通費等の支出が多くなっているという実情を述べる自治体もあった。

- (4) 国の財政支援継続の必要性

推進事業に対する交付金の交付期限は、消費者行政予算における自主財源を増加させるための呼び水として設けられたものであり、その結果一定の成果は実現している。しかしながら、小規模自治体を中心に、自主財源率が低い（あるいは自主財源からの支出が無い）自治体は少なくない。地方における人口減少等の状況を見れば、その自治体における努力が足りないと片づけられるものでないことは明らかである。また、消費生活相談の更なる複雑化・専門化、消費者行政に求められる役割の増加を考えれば、国は、推進事業に対する交付金の交付期限を延長すべきであり、少なくとも、同交付金と同様に消費生活相談員の人件費や研修費等にも充てることができる交付金等の財政支援を早急に措置すべきである。

4 国の事務の性質を有する消費者行政費用に対する恒久的財政負担（意見の趣旨 2 項について）

(1) 地域で発生する消費者被害の防止・救済の事務は、基本的に自治事務だとされており、消費者行政に関し、都道府県及び市町村が行うべき事務が定められている（消費者安全法第 8 条）。

(2) しかし、国には、消費者の権利の尊重等の基本理念にのっとり、消費者政策を進める責務があり（消費者基本法第 3 条）、自治体が担う消費者行政事務の中には、国の消費者行政事務の一部を担っているというべきものが少なからず存在する。

例えば、消費生活センターが聴取した消費生活相談情報は、法令上の義務として PIO-NET(全国消費者情報ネットワークシステム)に登録のうえ全国で情報共有され、悪質業者の排除等の法執行に活用されたり、法改正における資料として使用されたりするが、これは国が行う消費者被害情報の集約事務の一端を法令に基づいて自治体が分担していることにほかならない。

その他、自治体の長等に課された重大事故情報の国への通知事務（消費者安全法第 12 条）、法令違反業者に対する行政処分事務（例えば、特定商取引法に基づき、一定の行政処分が都道府県に委任されている）、適格消費者団体の活動支援事務等、本来的に国が行うべきものであるが、自治体の消費者行政部門が担っている事務は少ない。この点は、当会「地方消費者行政の一層の充実・強化を求める意見書」（2017 年 8 月 9 日）においても述べたとおりである。

上記のとおり、消費者行政のための自主財源を十分に確保できていない自治体が少なくないことを考えれば、自治体を実施する消費者行政に係る事務のうち、国全体の消費者被害防止の意義を有する事務として円滑な運営を推進する必要があるものについては、消費者安全法第 46 条及び地方財政法第 10 条を改正し、国が、恒久的に、その経費の全部又は相当部分について、財政負担を行うものと位置付けるべきである。

5 消費生活相談のデジタル化及びPIO-NET 刷新における国の費用負担の必要性（意見の趣旨 3 について）

消費者庁は、現在、PIO-NET を刷新し、消費者向けウェブサイトや相談支援システム、相談分析、情報提供システム等のシステム基盤の整備を行うというデジタル化計画を進めている。

消費者庁は、当初、これらのために必要な端末（パソコン）の設備費用、システム利用に係る経常的経費（通信費や保守費等）は、いずれも、強化交付金の対象とならず、自治体において負担すべきものとしていた。しかし、前述のとおり、財政的余裕のない自治体の多いことや、PIO-NET 入力が行うべき消費者被害情報の集約事務の一端であることからすれば、このような方針に問題があることは明白である。なお、PIO-NET については、これまで、専用の端末が国民生活センターから必要台数貸与され、その端末を維持するための通信費・消耗品・保守費用も含めて国が負担していたところであった。

その後、端末（パソコン）の設備費用については、強化交付金の対象とされる方針に変更されたが、システム利用に係る経常的経費（通信費や保守費等）については、自治体の負担とする方針に変更が無い。

この点、前記消団連の消費者行政調査報告書においては、「DX化に係る経費補助（端末、回線の整備等）」、「地方自治体の負担増につながることをしないよう、十分な財政支援」、「安定的に相談事業を実施していくためには、新システムの利用に係る通信費や保守費等の経常的経費についても国が財政支援を行うことが必要」等の要望が出されている。「県内の多くの自治体は財源の確保が課題となっているが、相談業務をデジタル化するとなると、多くの費用負担が見込まれる。それにより小規模自治体の相談窓口が縮小する恐れがある」との指摘もある（同報告書 53～54 頁）。

PIO-NET に登録される情報は、相談現場における助言・あっせんのための情報としての役割以外に、法執行の端緒や立法政策の根拠ともなるものである。地方消費者行政

における財政状況を考えれば、その運営にかかる費用は、国がその費用を全額負担すべきであり、少なくとも交付金等によって相当部分を国が措置すべきである。

以上